

だれでも判事、だれでも原告、だれでも被告

裁判ごっこ NEWS



5号(2023年8月19日)

発行・問い合わせ:「自由と人権」榎本(090-1884-5757)

1、「二審で一部敗訴」と言えるのは誰か？

本年5月17日、東京高等裁判所は、東大和市立中央公民館長が行ったチラシ配置拒否、チラシの不当な書き換え強要について、行政手続法第7条違反(申請に対する審査、応答義務違反)があったと認め、このことにより原告が精神的苦痛を被ったと認定し、被告東大和市に対して国家賠償法第1条1項による損害賠償を命じた。これに対し、和地市長は議会答弁で「一審で勝訴、二審で一部敗訴」と述べた(傍点は筆者)。この発言は正しいか。

(1) 原告にとって

同じことを原告側からいえば「一審で敗訴、二審で逆転勝訴」である。ただし、損害賠償金が10万円から1万円に減額されたことにスポットを当てれば「一部敗訴」と言えなくもない。しかし、この判決の要諦は、中央公民館長の処分(「処分」とは行政上の用語で、「申請」に対する「応答」のこと。一般には「行政処分」とも言う。)に違法性があったと認定し、東大和市に賠償を命じているということであり、損害賠償額の多少は判決の根本を揺るがすものではない。減額されたことは不当ではあるが、判決の本質からすれば些細なことである。したがって、原告にとって高裁判決は完全勝訴に限りなく近いものと言えるのである。

(2) 被告にとって

ひるがえって、被告市側から見るとどうなるか。6月15日の議会で市長は上記のように「一審で勝訴、二審で一部敗訴」と述べている。高裁判決についての認識を語るにあたって一審判決を持ち出すこと自体極めて不適当であり、特定の意図を感じさせるものである。それは措くとしても、館長の処分の違法性が認定され、損害賠償が命じられたという高裁判決の根本が認識できていれば、当判決は被告東大和市にとって、限りなく完全敗訴に近い敗訴である。決して「一部敗訴」ではない。市長答弁が取り消されなければならない理由はここにある。

損害賠償額が10万円から1万円になったことをもって「一部勝訴」といえないわけではないが、高裁判決の根幹からすれば、これはたんなる強弁であり、取るに足らないことである。それでも「一部敗訴」よりは「まとも」かもしれない。

(3) 被告代理人にとって

「NEWS 3号」でも述べたが、被告代理人(顧問弁護士)は報奨金(いわゆる「成功報酬」)を当事者である東大和市に請求していないし、請求でできるはずもない。弁護士は明らかに高裁判決を敗訴と認識しているのである。これを「一部敗訴」とする市長発言がいかに誤りであるかということは、このことからだけでも明らかである。市長発言は極めて虚偽性の高いものといえ、直ちに取り消されなければならない理由はここにもある。

2、チラシ配置拒否裁判高裁逆転勝訴判決の意味

(1) この事件の普遍性

表現の自由に関わる本件チラシ配置拒否事・書き換え強要事件は、誰にでも起こりうる事件である。しかし、わが身に降りかからねば「対岸の火事」として看過することも可能であるし、げんにほとんどの人がそのようにして見過ごしている。

だが、不幸にも自分ごととなった場合、あきらめて引き下がるか、あくまでも抗い続けるかの判断を迫られる。そうなったとき、初めて本件が普遍的な意味を持っていたことに気づく。逆に言えば、そのような事態に自分が立ち至らない限り、またはそのような事態を我がこととして認識できない限り、本件は特殊な事例として「傍観者」の頭の中に格納されてしまう。

その意味からいえば、チラシ配置拒否等事件は「潜在的普遍性」を持っているとはいえるが、「潜在的普遍性」しか持ち得ていないともいえる。そのためにこそ、この「NEWS」を発行している。

(2) この事件の特殊性

表現の自由と同じくらい重要な背景がこの事件にはある（「NEWS 2号」でも指摘）。

東大和市立中央公民館長が配置拒否や書き換えを強要したチラシの内容は、自由と人権が2020年2月に東大和市議会に提出した『東大和市 子ども・子育て憲章』の制定見直しを求める陳情」が不当にも「議長預かり」にされたことを不服として、同年11月に東大和市を被告として提訴した「陳情不上程告発裁判」（以下、「別件裁判」と略す）に関する集会であった。その集会を呼びかけるチラシの内容に対して、（たとえ期日・場所に関することであろうと）中央公民館長が書き換えを要求してきたということである。

チラシ配置拒否や書き換えを強要した東大和市立中央公民館長は、市民の代表である市議会議員の質疑にこたえる立場の、いわば行政サイドの幹部職員である。そのような立場の人物（つまり別件裁判の関係者）が、当該チラシの書き換えを要求するということは、憲法第21条1項の表現の自由に抵触するばかりでなく、集会結社の自由の侵害、さらには同条2項の検閲の禁止にも該当する。本人にその自覚があろうとなかろうとである。

その認識が市長にも館長にも見られない。またはあえて認識しようとせず、むしろその事実を封印しようとさえしている。だからこそ、この事件を軽微なものに見せかける必要があり、そのために6月15日の市長答弁における、①一審と二審を等価で比較するような発言、②高裁判決の本質から外れた「一部敗訴」発言がなされた。こう考えると市長発言は、その限りにおいて合目的的であったともいえるのである。

3、市議会に請願を提出予定

市長の良心を期待しているだけでは何も進まないし、再発防止にもつながらない。行政が適正に執行されるよう、そのチェック機能を市民から付託されている議会議員に、「チラシ配置拒否事件高裁判決に関わる市長の適正な対応を求める請願」の紹介議員になってもらいたいという依頼文書を送付した。

請願文書は右のQRコードから読み取れる。

市議会の良識に期待したい。

